

令和 8 年度路面下空洞調査業務

仕様書

令和 8 年度

堺市 建設局 土木部 土木監理課

第1章 総則

第1条 適用範囲

- (1) 本仕様書は、堺市（以下、「発注者」という）が受注者へ委託する「令和8年度路面下空洞調査業務」（以下、「本業務」という）に適用する。
- (2) 本業務は、設計書、並びに下記の共通仕様書に従うものとするが、本仕様書を優先するものとする。
 - ・土木設計業務等共通仕様書（令和8年2月 堺市建設局）
 - ・地質・土質調査業務共通仕様書（令和8年2月 堺市建設局）

第2条 業務目的

本業務は、路面下の空洞の状況を把握することにより、空洞に起因する突発的な事故を未然に防ぎ、道路の安全性の確保を目的とする。このため、非破壊探査、解析及び空洞内部状況確認調査により、発見された空洞の平面的な位置・広がり・厚さを把握した上で、空洞の発生要因を分析し、路線ごとの特性を把握する。

第3条 履行期間及び履行場所

本業務の履行期間は、契約締結日より令和9年2月28日までとする。履行場所は堺市内とする。（詳細は別紙—3のとおり）

第4条 業務箇所及び延長

- (1) 本業務で調査する一次調査（非破壊探査及びデータ整理・解析）の調査延長（測線長）は117.9kmであり、右左折レーン及び幅広路肩を含む延長である。調査箇所図は別紙—3、各路線の調査延長の内訳は別紙—4のとおりであり、詳細な資料は契約後に貸与する。
- (2) 二次調査（空洞内部状況確認調査）を実施する箇所数は、35箇所を予定しているが、一次調査（非破壊探査及びデータ整理・解析、その他周辺情報等）の結果より、二次調査を実施する箇所数に変更が生じる場合は、監督員と協議を行うものとし、契約変更の対象とする。また、二次調査の変更数量は発見空洞（広がり50cm×50cm×厚さ1cm程度以上）の数とし、二次調査の結果、空洞ではなかった箇所や、異物を検知していた箇所については精算対象外とする。

第5条 配置技術者

- (1) 各配置技術者（管理技術者及び担当技術者）は、本業務委託の入札時に提出した技術提案書の内容に基づくものでなければならない。ただし、病休、死亡、退職等や

むを得ない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行なったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることとの了解を得なければならない。また、照査技術者については本業務に精通した者を配置しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

- (2) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (3) 監督員が管理技術者及び担当技術者を不相当と認めた場合は、受注者は直ちに必要な措置を取らなければならない。
- (4) 受注者は、各配置技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる資料を提出すること。

第6条 準拠する法令等

本業務は、本仕様書及び設計図書によるほか、以下の関係法令等を準拠し実施するものとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (2) 総点検実施要領（案）【舗装編】（参考資料）（国土交通省道路局平成 25 年）
- (3) 舗装点検要領（国土交通省道路局 平成 28 年）
- (4) 道路土工・カルバート工指針（日本道路協会 平成 21 年度版）
- (5) 道路土工・盛土工指針（日本道路協会 平成 22 年度版）
- (6) 舗装設計便覧（日本道路協会 平成 18 年度版）
- (7) 下水道土木工事施工管理基準及び規格値（堺市上下水道局 令和 7 年 11 月）
- (8) 路面下空洞調査要領（国土交通省 令和 7 年 3 月）
- (9) その他国土交通省の通達、関係法令及び各示方書

第7条 提出書類

受注者は、本業務の契約締結後速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届
- (4) 業務工程表
- (5) その他本市監督員の指示するもの

第8条 工程管理

管理技術者は、業務工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。現行の業務工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した業務工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。

業務工程表は、監督員が指示をした場合には、細部の実施工程表を提出しなければならない。

ない。特に時期の定められた箇所及び項目については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図らなければならない。

第9条 関係官公庁等との協議

管理技術者は、関係官公庁や関係機関と協議を行うとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

第10条 資料貸与

- (1) 本業務は、業務に必要な下記の物品等について貸与又は支給する。
- (2) 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。業務終了後は速やかに発注者に返却するものとする。

| 引渡し場所：堺市役所土木監理課 | | |
|-------------------------------------|-----|-----------|
| 引渡し時期：契約締結後 | | |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 路面下空洞調査業務 報告書 (平成 28 年度～令和 7 年度) | 各一式 | |
| その他必要と認められたもの | 一式 | 監督員と協議のこと |

第11条 許認可申請及び諸手続き

業務遂行上、必要な許認可申請及び諸手続きに関する事務は、受注者の責任において遅滞なく行わなければならない。なお、状況により発注者において諸手続きを実施する場合は、必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び交通規制等の必要な関係機関協議資料を作成し、監督員に提出すること。変更する場合も同様とする。(関係機関協議は、所轄警察署及び地下埋設物の占有者を想定している。)

第12条 交通安全管理

本業務実施にあたり、受注者は、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第13条 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、業務完了時に業務完了届を監督員に提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において、訂正を指示された箇所は直ちに対応しなければならない。
- (3) 検査完了後において、明らかに受注者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受

注者は誠意をもって、訂正、補正その他の処置を講じなければならない。

- (4) 受注者は、検査合格後、成果物引渡書を監督員に提出し、成果品を引き渡すものとする。

第14条 内容変更

本業務の実施にあたり、必要と認められる軽微な内容変更による増加については、受注者の負担とする。ただし、本市監督員の指示による大幅な増加については、この限りではない。

第15条 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第16条 業務実績データの作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請をしなければならない。

第17条 法定外の労災保険の付保

本業務において受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、受注者は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督員に提出すること。

第18条 保険

その他に本業務に係る保険に加入している場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに提出しなければならない。

第19条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、速やかに受発注者に協議により定めるものとする。

第20条 暴力団等の排除について

暴力団等の排除については、別紙—1によるものとする。

第21条 積算上の条件について

本業務の積算上の条件については、別紙—2によるものとする。なお、別紙—2は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではない。

第2章 業務内容

第22条 計画準備

(1) 資料整理・計画準備

受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に、本業務委託の入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、業務計画書を作成し、監督員に提出し、承認を得なければならない。また、関連資料等の収集についても、必要に応じて行うこと。また、貸与する資料の整理を行い、業務を実施するにあたり必要となる情報の収集を行うこと。

なお、本市の下水道管路の情報は、堺市上下水道局のHPより確認することができる。

(2) 関係機関協議

受注者は、上記（1）及び下記第23条を踏まえ、路面下空洞調査を実施する路線ごとに、非破壊探査及び空洞内部状況確認調査に関する計画書を作成し、本市上下水道局担当者、所轄警察署、地下埋設物管理者等の関係機関と協議・調整を行わなければならない。また、許可等を要する調査については、許可申請書等を作成し、監督員に提出し了承を得た上で、協議に諮らなければならない。追加・変更する場合も同様とする。

第23条 現地踏査

受注者は、効率的な非破壊探査及び空洞内部状況確認調査に関する調査計画を策定するため、調査対象路線及び調査対象路線周辺を現地踏査し、道路・交通状況、調査における障害物など沿道周辺の状況を把握するものとする。また、踏査の内容を報告書で報告し、空洞発生の要因と思われるものについては、カラー写真を撮り、写真帳を作成するものとする。

- ① 地形・地質等の自然状況
- ② 道路・交差道路、取付道路、水路の状況、河川等の状況
- ③ 民家、民地等の周辺状況
- ④ 地下、地下障害物件
- ⑤ その他必要と思われるもの

第24条 調査作業時間帯

一次調査（車道部探査）及び二次調査（空洞内部状況確認調査）の作業時間帯については、原則として以下のとおりとする。

【一次調査（車道部探査）】

| 路線名 | 調査作業時間帯 |
|---|-------------|
| 国道 310 号 府道大阪中央環状線 府道堺かつらぎ線 府道堺阪南線 府道西鳳東線 府道和田福泉線（新） 市道出島旭ヶ丘線 市道出島海岸通西湊 1 号線 | 昼間（9時から18時） |

【二次調査（空洞内部状況確認調査）】

| 路線名 | 調査作業時間帯 |
|---|-------------|
| 市道出島旭ヶ丘線 市道出島海岸通西湊 1 号線 府道和田福泉線（新） | 昼間（9時から18時） |
| 国道 310 号 府道大阪中央環状線 府道堺かつらぎ線 府道堺阪南線 府道西鳳東線 | 夜間（21時から6時） |

第25条 一次調査（車道部探査）

一次調査については、非破壊探査及び同解析により、路面下の空洞の有無及び平面的な位置・拡がり把握するものとする。

- ①非破壊探査では、一般車両に対し、安全・円滑な交通を確保し、短時間で調査が行えるアンテナを搭載した車載型地中レーダ（路面下空洞探査車）により、車線ごとに調査を行い、記録データを解析したうえで、空洞の深さや拡がり特定し、異常箇所の抽出を行うものとする。
- ②調査対象は、車道のうち主として車両が走行する部分とし、エプロンなどの端部は対象外とする。ただし、幅広路肩及び右左折レーンについては、非破壊探査を実施すること。
- ③路面下空洞探査車により、空洞の有無や平面的な位置が不明確である場合には、空洞内部状況確認調査に先立ち、小型探査装置による補足非破壊探査を行い、把握するものとする。
- ④抽出された異常箇所については、前方、後方、左右の3方向の周囲の状況を撮影し、位置を明確にすること。

- ⑤一次調査の結果、別紙—5「陥没危険度の評価基準」の「要緊急対応」に該当する場合は、直ちに監督員に報告するものとし、交通に支障をきたすと認められる場合は、二次調査を実施せず、本市の責において、緊急工事を実施する。この場合、受注者に負担を求めない。
- ⑥使用する路面下空洞探査車、小型探査装置は、下記に示す性能と同等以上のものとする。なお、路面下空洞探査車は、技術提案書の記載に基づくものとするが、これによりがたい場合は、監督員と事前に協議し、了承を得たうえで実施するものとする。

【路面下空洞探査車】

- ・自走式電磁波地中レーダ探査車で、回転灯・調査標識等を装備したもの
- ・探査速度は、50km/h程度で行えるもの
- ・探査深度は1.5m程度で行えるもの
- ・探査幅は、2.5m程度で行えるもの（一走行で2.5mを満たさない場合は、複数回走行し、2.5mを満たすこと）
- ・探査能力は、縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が確認できるもの
- ・表示、記録は、取得波形データをデジタル処理し、端末画面及び磁気ディスク等で行うこと
- ・空洞探査補助装置（ポジショニング装置）として、距離、速度検出装置、ITVカメラ、モニター等を搭載しているもの

【小型探査装置】

- ・探査速度は5km/h程度（手押し式）で行えるもの
- ・探査深度は、1.5m程度で行えるもの
- ・探査幅は、一走行で1.0m程度行えるもの（一走行で1.0mを満たさない場合は、複数回走行し、1.0mを満たすこと）
- ・探査能力は、縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が確認できるもの

第26条 一次調査（データ整理）

- ①非破壊探査の結果を解析し、空洞の可能性のある箇所を絞り込み、掘削協議の目安となるよう異常信号位置と削孔箇所を決定したうえで、監督員に報告し、空洞内部確認調査を実施する箇所について協議を行うこと。
- ②現地調査の結果や地下埋設物件との位置関係を考慮し、実績に基づく知見や経験等を踏まえた総合的な解析を行うなど、異常データの見落としが無いよう行うこと。
- ③一次調査の判定区分について
一次調査の判定区分は、下表のとおりとする。

| 判定区分 | 一次調査結果 |
|----------|--------------------|
| 空洞の可能性有り | 路面下の空洞が発生している可能性有り |

第27条 二次調査（空洞内部状況確認調査）

二次調査では、一次調査で発見された異常信号の平面的な位置・広がり・厚さ（以下、「空洞状況」という。）を明確に把握することに加え、発生深度・空洞下端の緩み、路面状況、地下埋設物の状況、舗装構造などを明確に把握するものとする。なお、スコープ調査は下記の手順により行うこと。

- ①小口径ボーリングマシン（口径 50mm 程度）を使用して削孔を行う。
- ②削孔口にカメラを挿入し、路面下の空洞状況を画像により確認し、全削孔断面を明確にカラー撮影する。撮影は空洞の広がりや空洞の発生要因と想定される物件など、必要に応じて複数枚撮影すること。
- ③空洞下端のゆるみ、埋設管との位置関係等を踏まえた空洞の安全性に関する考察を行い、調査実施日から速やかに空洞の有無等を記載した調査結果（別紙—9・10）を監督員に提出すること。
- ④削孔跡は、超速硬モルタルまたは、特殊常温アスファルト混合物で復旧する。これによりがたい場合は、監督員と協議を行うこと。
- ⑤復旧作業は、雨水等の侵入や復旧材料の飛散が無いように行い、一般交通に支障の無い状態を確実に確保すること。
- ⑥空洞内部状況確認調査の結果、路面変状を伴う場合や空洞の拡大が懸念される場合等、緊急性の高い空洞を発見した場合には、直ちに監督員に報告するものとする。交通に支障を来すおそれがあると認められる場合には、本市の責任において緊急工事を実施するものとする。なお、監督員から指示があった場合には、受注者は通行止めその他必要な措置を講じるものとする。

第28条 二次調査（データ整理）

二次調査の結果に基づき、路面下の空洞の状況（舗装厚、空洞の発生深度、空洞厚）、縦横断方向の長さ、位置データ（緯度、経度、信号箇所番号、路線名称、位置、上下線別、走行車線区分、路肩からの距離）を整理するものとする。

また、二次調査の判定区分については、下表のとおりとする。

二次調査の判定区分は、下表のとおりとする。

| 判定区分 | 二次調査結果 |
|------|---|
| 空洞有り | 一次調査で空洞の可能性有りと判定した箇所に空洞が存在している。 （空洞：広がり 50cm×50cm、厚さ 10cm 以上） |
| 隙間有り | 一次調査で空洞の可能性有りと判定した箇所に隙間が存在している。 （隙間：広がり 50cm×50cm、厚さ 1cm 以上 10cm 未満） |
| 異物有り | 一次調査で空洞の可能性有りと判定した箇所に空洞は無く、異物が認められる。 |
| 異常無し | 一次調査で空洞の可能性有りと判定した箇所に空洞は無く、異常は認められない。 |

第29条 報告書作成

(1) 非破壊探査結果の取りまとめ及び異常箇所調書の作成

非破壊探査で得られた結果は、異常の有無にかかわらず調査路線ごとにデータを取りまとめ、データの異常箇所にマーキングのうえ連番を付し、調書として取りまとめるものとする。

また、非破壊探査により抽出された異常箇所の解析結果（空洞有無の判定）について、「一次調査（非破壊探査）結果」（別紙—6・7）及び「異常箇所調書（一次調査）」（別紙—8）として、異常箇所ごとに取りまとめるものとする。

(2) 空洞調査調書等の作成

非破壊探査データ解析に基づき、監督員との協議により、調査対象箇所を決定する。決定された箇所を対象に空洞内部状況確認調査を実施し、「二次調査（空洞内部状況確認調査）結果一覧表」（別紙—9）及び「空洞調査調書（二次調査）」（別紙—10）として取りまとめるものとする。

(3) 空洞発生箇所の取りまとめ

以下の内容を取りまとめるものとする。

- ①本業務で確認した空洞発生箇所の位置図、発生箇所状況一覧表
- ②空洞の発生原因、傾向、周辺状況などを分析し、補修の優先順位の目安となる複数の指標や考え方による危険性の評価と舗装耐力の算定を行うこと。また、一巡目調査と本業務の結果を比較し、分析を行うこと。
- ③本業務及び過年度までの業務で確認した空洞発生箇所の周辺状況などを踏まえた補修方法の検討（応急措置を含む）
- ④本業務で確認した空洞発生箇所について、「堺市統合型 GIS システム」への登録を想定し、調書や一覧表等を作成するものとする。

第30条 照査

照査技術者は以下に示す事項の照査を行い、管理技術者に照査を行った原本と照査調書を提出するものとする。管理技術者は以下に示す資料を監督員に提出する際には、照査調書を提出するものとする。

①調査計画の照査

資料収集・整理、現地踏査を踏まえ、調査の実施に向け、安全性が十分に確保された調査計画が作成されているか確認し、その内容が適切であるか照査を行う。

②一次調査結果の照査

一次調査（非破壊探査）の結果の解析、検討及び抽出の方法・手順・根拠は適切であるか、異常データの見落としが無いように確実にしているか、異常箇所調書の記載内容が適切であるか照査を行う。

③二次調査結果の照査

二次調査（空洞内部状況確認調査）の結果に関する記載内容が適切か照査を行う。

④成果品

業務成果が適切に分かりやすくまとめられているか照査を行う。

第31条 協議打合せ

協議打合せの実施回数、時期及び打合せ内容は、以下のとおりとする。なお、管理技術者の出席を原則とする。また、監督員または受注者が必要と認めた場合は、随時打合せ協議を行うものとする。協議内容は、打合せ記録簿に明記し、管理技術者等の押印後、速やかに提出すること。

①業務着手時

受注者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出すること。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・業務実施方針
- ・工程表
- ・業務組織計画
- ・緊急連絡体制
- ・安全管理
- ・使用機材の性能確認書の写し
- ・その他本業務に必要な事項

②中間打合せ（非破壊探査結果報告）

- ・抽出した異常箇所ごとに、位置図、写真、異常信号の中心位置と範囲（異常信号の最浅ポイント及び信号規模）、取得データ等を取りまとめて報告すること。
- ・平面的な中心位置については、空洞の有無を確認するスコープ調査もしくは開削補修ができる精度で位置を報告すること。

③中間打合せ（空洞内部状況確認調査結果報告）

スコープ調査を実施した箇所ごとに、異常箇所調書に加え、スコープ調書で得られた削孔断面の柱状写真等を取りまとめたものを報告すること。

④納品時

調査方法、調査機材に加え、非破壊探査のデータ解析調書、空洞内部状況確認調査結果調書、関係機関協議資料、過年度業務を含む空洞発生箇所の取りまとめ及び調査結果の妥当性を示す資料など、本業務の一連の結果及び結果の根拠となる資料を取りまとめたものを報告すること。

第32条 成果に対する品質確保

①使用機材の性能確認

受注者は、使用する機材の性能確認を証明できる性能確認書を本市に提出すること。

②調査結果の妥当性

過年度の調査結果と乖離が大きいと監督員が判断した場合は、発注者と受注者で協議し、再度一次調査を求める場合がある。なお、この場合の調査費用については、受注者が負担する。

③品質の保証

本市は、本業務終了後、1年以内に調査路線で道路陥没が確認された場合、受注者へ協議を求める場合がある。また、空洞の発生原因が天災その他やむを得ないと認められた場合を除き、受注者へ再調査を求める場合がある。

その際は、調査路線の再調査に加え、当時の調査・解析の実施状況及び原因についても明確に報告すること。

第33条 作業実施報告

一次調査（非破壊探査及び小型探査装置等での補足調査）及び二次調査（空洞内部状況確認調査）の調査予定日の1週間前までに調査実施の有無を監督員に報告すること。

第34条 再委託の禁止

受注者は、下記に示す本調査の主たる部分を第三者に再委託してはならない。

①計画と進行管理

②路面下空洞調査（非破壊探査及び空洞内部状況確認調査）に係るデータの解析及び技術的判断

③報告書の取りまとめ

第35条 安全管理

非破壊探査及び空洞内部状況確認調査を実施するにあたっては、調査に先立つ関係機関との協議・調整により定められた条件を遵守し、一般通行車両及び歩行者等へ危険が及ばないよう作業を行うこと。非破壊探査、小型探査装置等での補足調査及びスコープ調査など現場作業を実施する際は、一般通行車両へ作業中であることがわかるよう注意喚起を行うこととする。

また、交通規制を要する調査を実施する際は、道路工事協議書のとおりに交通誘導警備員を配置し、一般通行車両等の誘導を行うこととする。その他、安全管理上、必要な対策について、万全の対策で実施すること。

第36条 安全等の確保

①規制形態と交通誘導警備員について

本業務の調査において、交通規制の形態、規制標識車の台数及び交通誘導警備員の人数は下記のとおり計上している。

受注者は、調査を行う際には、現場付近の道路状況や住宅環境等を綿密に調査し、無理のない計画を立案し、必要な交通安全対策を講じなければならない。また、車両規制や交通規制の解除に伴う許認可の申請及び取得は、受注者の責任において行わなければならない。

交通誘導警備員については、道路管理者及び所轄警察署等との協議結果、または条件変更に伴い員数に増減を生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

②規制標識車及び保安設備

規制標識車は、LED 規制標識車（2t・クッションドラム含む）を用いるものとする。また、保安設備について、詳細な仕様は指定しないが、現地の交通量、線形、近接する交差点の状況を十分に考慮し、一般車両の運転手が十分に視認可能な照度を持つ反射式の保安設備を配置すること。

| 配置場所 | 調査 日数 | 編成 | 昼夜 間 の区 分 | 総数 ※参考 |
|--|----------|---|--------------------|--------------------|
| 府道大阪中央環状線 府道堺阪南線 | 3日 | 交通誘導警備員 A 1名/日 交通誘導警備員 B 2名/日 規制標識車（2t） 1台/日 | 夜 | 設計書の 内訳書に 記載 |
| 市道出島旭ヶ丘線 市道出島海岸通西湊 1 号線 府道和田福泉線（新） | 2日 | 交通誘導警備員 B 3名/日 | 昼 | 設計書の 内訳書に 記載 |
| 国道 310 号 府道堺かつらぎ線 府道西鳳東線 | 2日 | 交通誘導警備員 B 3名/日 規制標識車（2t） 1台/日 | 夜 | 設計書の 内訳書に 記載 |

※交通誘導警備員と規制標識車の総数は、設計書参照のこと。

※調査日数とは、設計内容を参照に明示したもので契約上拘束するものではない。

※総数とは、発注者の積算内容を参考に明示したもので契約上拘束するものではない。

※単価の割増しは、設計業務等標準積算基準書・同参考資料に準じて算定するものとする。

第3章 成果品

第37条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし、本調査により得られたすべての成果及び関連資料を取りまとめ、A4判にてファイル製本したもの及び電子データを、それぞれ以下のとおり提出すること。

なお、電子データは一般的なソフト（Excel、Word等）を用いて作成するものとする。また、電子データはウイルスチェックを実施のうえ、CD-RまたはDVDにて提出すること。

- ・正本1部（下記（1）～（6）及び（1）～（6）の内容を含む電子データ）
- ・副本4部（下記（2）及び（2）の内容を含む電子データ）
- ・測定レーダ画像（CD-RまたはDVD：ウイルスチェックを行ったもの） 1部

(1) 業務計画書

(2) 業務報告書（出来高数量の報告を含む）

①業務概要版

②業務報告書

③路面下空洞調査報告書

・一次調査結果

・二次調査結果

④空洞に係る記録写真（現地踏査、調査開始前、交通規制状況、調査実施中等を記録した近景・遠景の写真）

⑤使用機材の性能確認書

⑥関係機関協議資料

⑦交通誘導警備員出勤記録

⑧調査等とりまとめ図（A1）

(3) 照査報告書

(4) 業務月報

(5) 打合せ記録簿

(6) その他監督員が指示する資料

以上

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

積算上の条件について

1. 本業務の積算月
6月

2. 積算基準・設計単価等について

本業務が適用する主な積算基準及び設計単価等は、建設工事積算基準（令和7年度）（堺市建設局）の「土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について」に記載の「積算基準（表-1）」及び「設計単価（表-2）」を参照すること。

なお、建設工事積算基準（令和7年度）（堺市建設局）に記載のない積算基準及び設計単価等として、以下の資料に準拠している。

【積算基準】

- ・令和7年度建設工事積算基準（大阪府都市整備部）に記載の「12.各種業務等の積算基準/◇道路関係/②路面下空洞調査等業務（1）路面下空洞調査」

【設計単価等】

| 単価の種類 | 適用する単価 | 備考 |
|--------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 労務単価 | 公共工事設計労務単価 設計業務委託等技術者単価 | 国土交通省単価 ※堺市ホームページ参照 適用年月：令和8年3月 |
| 資材調査単価 | 令和8年度資材調査単価【一般土木編】 (第1回正誤表含む) | 大阪府都市整備部 |

3. 夜間業務の技術者単価及び労務単価

本業務における技術者等の単価の割増しは、設計業務等標準積算基準書(参考資料)「技術者基準日額時間外手当の算出」に準じて算定するものとする。【土木工事標準積算基準書（基準額×1.5）とは異なる。また、「技術者基準日額×割増対象賃金比×1/8×割増係数（深夜）×割増すべき時間数」で、1円未満切捨てとしている。】

作業時間帯および休憩時間帯については、下記の通りとして積算している。

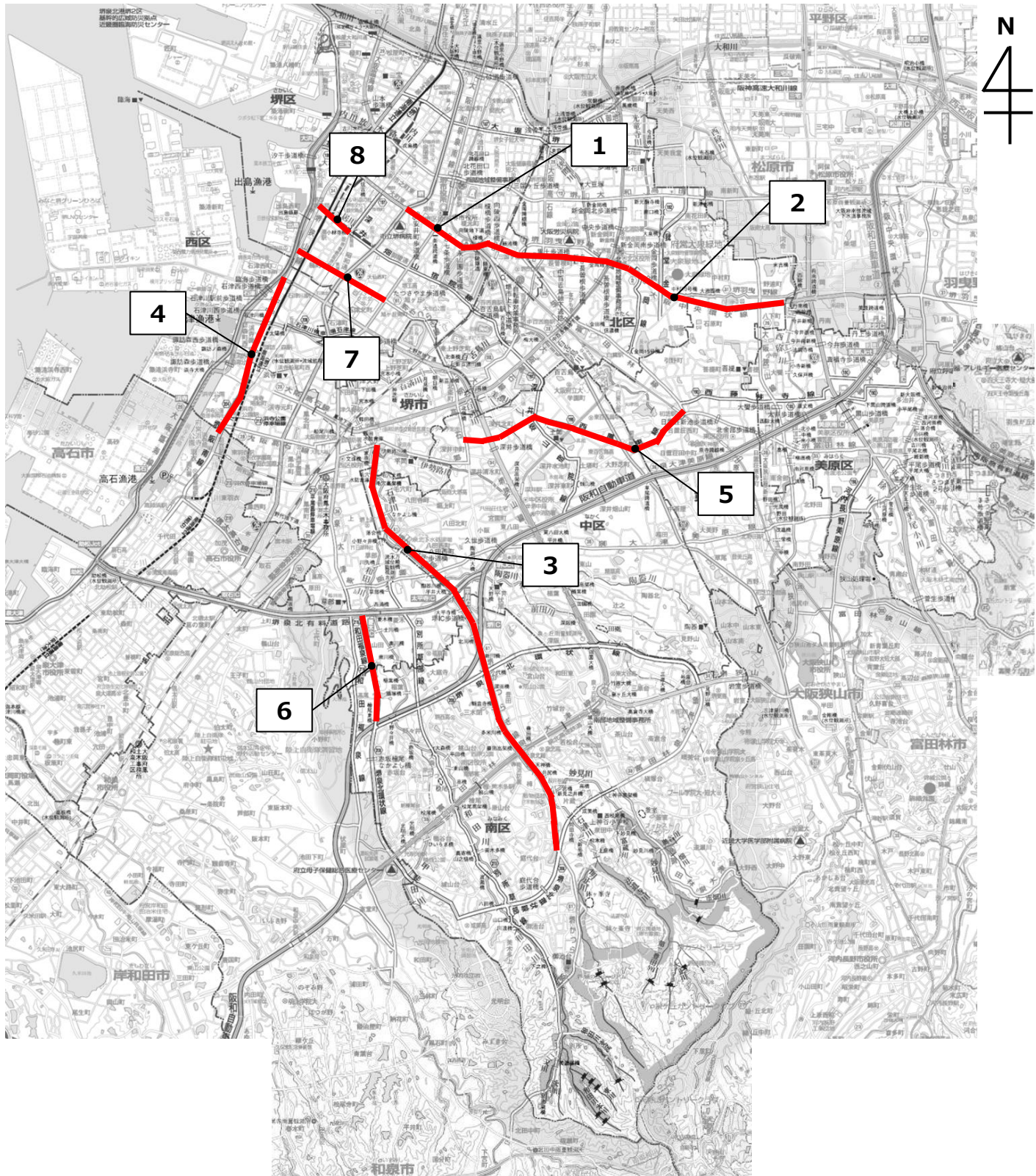
| 作業時間帯 | 休憩時間帯 | 備考 |
|--------|-------|----|
| 21時～6時 | 1時～2時 | |

注) 技術者等の作業時間、休憩時間は、業務契約上の拘束力を生じさせるものではない。

令和8年度路面下空洞調査箇所図

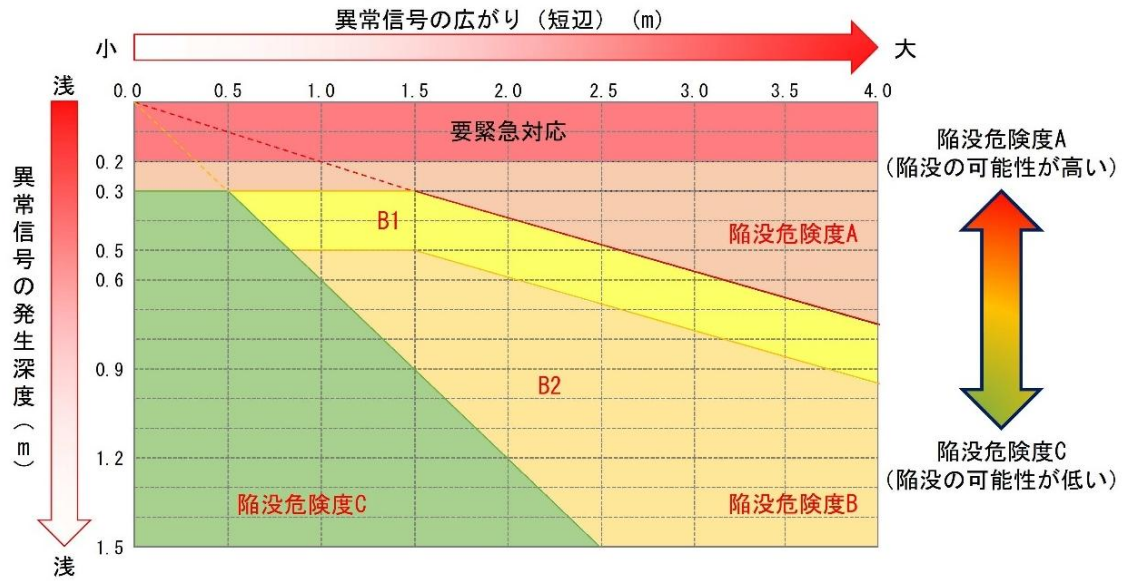
(別紙-3)

※橋梁部を除く



| 令和8年度 路面下空洞調査延長 総括表 | | | |
|---------------------|--------------|-------------------|------------|
| No. | 調査路線名 | 調査延長 (測線長) (m) | 区間長(m) |
| 1 | 国道310号 | 11,312 | 1,350 |
| 2 | 府道大阪中央環状線 | 41,424 | 5,690 |
| 3 | 府道堺かつらぎ線 | 35,200 | 7,970 |
| 4 | 府道堺阪南線 | 11,495 | 2,810 |
| 5 | 府道西鳳東線 | 8,400 | 4,210 |
| 6 | 府道和田福泉線 (新) | 4,015 | 1,900 |
| 7 | 市道出島旭ヶ丘線 | 3,370 | 1,700 |
| 8 | 市道出島海岸通西湊1号線 | 2,780 | 690 |
| | 合計 | 117,996 | 26,320 |
| | 設計数量(km) | 117.9 | (10m以下切捨て) |

陥没危険度の評価基準



一次調査（非破壊探査）結果一覧表

| 異常箇所 No. | 路線名 | 方向 | 位置 (路肩からの車線位置) | 地先名 | 空洞の可能性がある概略規模（拡がり） | | | | 周辺状況（地下埋設物等） | | 座標（10進法） | | 二次調査 選定箇所 |
|----------|-----|----|-------------------|-----|--------------------|-----------|-----------|-----------|--------------|----------|----------|----|--------------|
| | | | | | 判定区分 | 深度 (m) | 縦断 (m) | 横断 (m) | 路面映像より | レーダデータより | 緯度 | 経度 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

- ※ 判定区分は、「空洞の可能性有り」、「異物の可能性有り」から選択する。
- ※ 深度は、路面より異常信号上端までの深さを記入する。
- ※ 「路面映像より」欄は、路面下にある空洞や異物に対して、その原因となる可能性がある物件や変状を確認した場合に記入する（例：人孔が近接、舗装施工目地有り、補修跡有り、クラック有り、側溝脇など）
確認できない場合は、「-」とする。
- ※ 「レーダデータより」欄は、レーダデータより横断管路や函渠の構造物などが確認できる場合に、その名称を記入する。確認できない場合は、「-」とする。

一次調査（非破壊探査）結果位置図

- 別紙－ 6 に記載した箇所を位置図（ 1 枚）に示すこと
- 縦置き・横置き指定は無い

異常箇所調査（一次調査）

| | | | | | | | |
|------|--|----|----|--|---------------------------|-----------|--|
| 調査日 | | 位置 | 方向 | | 模 の異 概常 略信 規号 | 深度 (cm) ※ | |
| 路線名 | | | 車線 | | | 縦断 (cm) | |
| 地先名 | | | 緯度 | | | 横断 (cm) | |
| 路面状況 | | | 経度 | | | 陥没危険度 | |

※座標は10進法で表示すること。

※路面映像と探査映像は縮尺を合わせるこ

位置図 (1/1000)

路面映像

探査映像 (平面/横断/縦断面)

ポジショニング写真

非破壊探査及び解析等の結果 (判定の根拠)

| 判定結果 (下記の該当に「○」) | | 判定の根拠 (詳細に記述すること) |
|------------------|----------|-------------------|
| | 空洞の可能性有り | |

空洞調査調書 (二次調査)

| | | | | | | | | |
|---------|--|-----|----|-----------|-----------|---------------|--|--|
| 路線名 | | 地先名 | | 周辺地下埋設物 | | | | |
| レーダ探査日 | | 位置 | 方向 | 発生深度 (cm) | 空洞厚 (cm) | 路面変状 | | |
| スコープ調査日 | | | 車線 | 縦断方向 (cm) | 横断方向 (cm) | 空洞下端のゆるみ (cm) | | |

位置図 (1/2000)

路面映像

柱状写真

周辺写真

空洞内部撮影写真
(縦断方向)

空洞内部撮影写真
(横断方向)

空洞と地下埋設物との離隔の目安

結果及び所見

面積 (m2) :
体積 (m3) :

| | | | |
|-----------|--------|--------|-----------------------|
| | 一次調査結果 | 二次調査結果 | 二次調査結果に関する所見 |
| 判定区分 | | | 一次調査に対する二次調査の精度に関する所見 |
| 陥没危険度区分 | | | |
| 発生深度 (cm) | | | |